



豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金



令和8年度

設備導入補助制度のお知らせ

地域を限定した補助金を実施します

豊岡市では、2021年3月に2050年CO2排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しています。

この度、脱炭素化を通した持続可能な地域づくりを目的に、国のモデル事業である「脱炭素先行地域」に取り組むこととなりました。

この取組の一環として、モデルエリアである日高神鍋地域を対象に、再エネ・省エネ設備の導入を促進するための設備導入補助制度を実施します。

この機会に、再エネ・省エネ設備の設置をご検討ください。

7月27日
受付開始

補助対象地域

- 西気地区（全区） ●清滝地区（全区） ●三方地区（庄境区・野区）
- 八代地区（河江区・小河江区・大岡区）

補助対象者

- 住宅用** 補助対象地域内に住民票を有し、住民票記載の住所に現に居住する個人
- 事業所用** 補助対象地域内に事業所を有する**民生部門**の事業者

申請方法

- ▶ 具体的な申請手続きは、「申請の手引き」をご覧ください。
- 「申請の手引き」や「申請書」などの補助金に関する書類は、市ホームページでご覧いただけるほか、豊岡市役所2階コウノトリ共生課脱炭素推進室で配布します。
- ▶ 令和8年度の**申請受付は令和8年7月27日から**です。また、申請期限は次のとおりです。
 - 太陽光発電設備・蓄電池 令和8年11月30日
 - 上記以外の設備 令和8年12月25日
- ▶ 受付は、申請書類が揃った方から先着順で行い、予算の上限額に達した時点で受付終了となります。

ご相談・お問い合わせ

豊岡市役所 コウノトリ共生課 脱炭素推進室 TEL:0796-21-9136

電子メールアドレス:ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

●太陽光発電設備



(屋根・敷地内野立)

上限100万円

主な要件

- ・FIT/FIP制度の認定を受けないこと (ソーラーカーポート)
- ・一定期間Jクレジット制度への登録を行わないこと
- ・発電する電力の30%以上を自家消費すること

上限120万円

補助対象経費(税込) × 補助率2/3

●熱利用設備(太陽熱温水器)



主な要件

- ・JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること

上限66.6万円

補助対象経費(税込) × 補助率2/3

●熱利用設備(薪ストーブ・木質チップボイラー)



主な要件

- ・二次燃焼機能を有するもの

上限80万円

補助対象経費(税込) × 補助率2/3

●蓄電池



主な要件

- ・太陽光発電設備より発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すものであること
- ・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと

上限100万円

補助対象経費(税込) × 補助率2/3

●EV充電設備



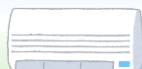
主な要件

- ・太陽光発電設備から電力供給されること

上限26.6万円

補助対象経費(税込) × 補助率2/3

●高効率空調設備(エアコン)



主な要件

- ・太陽光発電設備の設置または再エネメニュー電気への切替
- ・省エネ基準達成率が100%以上またはグリーン購入法の調達基準に適合するもの

1台限り

上限13.3万円

補助対象経費(税込) × 補助率2/3

●高効率給湯機器(エコキュート)



主な要件

- ・太陽光発電設備の設置または再エネメニュー電気への切替
- ・省エネ基準達成率が100%以上またはグリーン購入法の調達基準に適合するもの

1台限り

上限40万円

補助対象経費(税込) × 補助率2/3

設置方法

- ▶すべての設備は、購入による設置が対象となります。ただし、太陽光発電設備、蓄電池は、購入のほか、リース・PPA契約による設置も可能です。

※リース・PPA契約の場合は、リース・PPA事業者が補助金申請を行ってください。

ソーラーカーポートについて

- ▶ソーラーカーポートは、カタログ等で「ソーラーカーポート」として販売されている設備が補助対象です。
- ▶太陽光発電設備とその他の部分の施工は同一の施工事業者である必要があります。

●太陽光発電設備

主な要件

- ・FIT/FIP制度の認定を受けないこと
- ・一定期間Jクレジット制度への登録を行わないこと
- ・発電する電力の50%以上を自家消費すること

(屋根・敷地内野立)
(ソーラーカーポート)

上限なし

補助対象経費(税抜)×補助率2/3

●熱利用設備(太陽熱温水器)

主な要件

- ・JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること



上限66.6万円

補助対象経費(税抜)×補助率2/3

●熱利用設備(薪ストーブ・木質チップボイラー)

主な要件

- ・二次燃焼機能を有するもの



上限80万円

補助対象経費(税抜)×補助率2/3

●蓄電池

主な要件

- ・太陽光発電設備より発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すものであること
- ・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと



上限200万円

補助対象経費(税抜)×補助率2/3

●EV充電設備

主な要件

- ・太陽光発電設備から電力供給されること



上限26.6万円

補助対象経費(税抜)×補助率2/3

●高効率空調設備(エアコン)

主な要件

- ・太陽光発電設備の設置または再エネメニュー電気への切替
- ・省エネ基準達成率が100%以上またはグリーン購入法の調達基準に適合するもの



5台まで

上限200万円

補助対象経費(税抜)×補助率2/3

●高効率給湯機器(エコキュート)

主な要件

- ・太陽光発電設備の設置または再エネメニュー電気への切替
- ・省エネ基準達成率が100%以上またはグリーン購入法の調達基準に適合するもの



1台限り

上限200万円

補助対象経費(税抜)×補助率2/3

主な申請要件

※申請要件の詳細は「申請の手引き」等で確認してください。

- ▶ 補助対象地域内に所在する住宅(補助対象者が居住するもの)又は事業所へ設置するものであること。
- ▶ 市内に所在のある事業者から購入すること(リース・PPAを除く)。
- ▶ 設備の法定耐用年数の期間は使用すること。
- ▶ 新品であること。
- ▶ 原則、2者以上から見積をとること。
- ▶ 補助金交付決定後に契約・工事着工すること。
- ▶ 市税の滞納がないこと。

再エネ設備の設置メリット



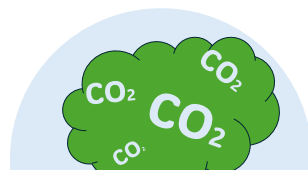
災害時などの停電時
でも電気が使える



電気料金の削減
電気料金上昇リスクの低減



再エネ賦課金の費用を
抑えることが出来る



CO2排出量の削減
による地球環境への貢献
(脱炭素経営)

補助金の「代理受領制度」について

「代理受領制度」とは、申請者との契約により施工した事業者（設備設置事業者）が、申請者の委任を受けて補助金を受領する制度です。

この制度を利用することにより、申請者は設備設置事業者に対し、設備設置に係る金額から補助金を差し引いた額のみを支払えばよいため、支払時の負担が軽減されます。

なお、代理受領制度を活用した場合でもそうでなくても、自己負担分の金額は変わりません。

※代理受領制度を利用する場合は、代理受領する事業者の同意が必要となります。

〈通常の流れ〉



〈代理受領制度〉



注意事項

- ▶ 本補助金は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ交付金を受けて実施しているため、同一設備に対してその他の国の事業とは併用申請はできません。
- ▶ 同一設備に対して、市が実施する他の補助を受けることはできません。